

第5回東村山市農業委員会

総会議事録

令和2年6月

第5回東村山市農業委員会総会議事録

令和2年6月25日（木）午後1時30分、第5回東村山市農業委員会総会が本庁舎6階601会議室において招集された。

1. 出席委員

1番委員	江藤 保久	2番委員	肥沼 和夫
3番委員	町田 茂樹	4番委員	増田 勝義
5番委員	水木 一江	6番委員	久野 一彦
7番委員	近藤 進	8番委員	浅見 伊佐雄
9番委員	小山 定昭	10番委員	金子 邦雄
11番委員	鈴木 八百造	12番委員	比留間 富治
13番委員	小俣 寛一	14番委員	小山 俊雄

2. 事務局

事務局長	篠宮 雅登	課長補佐	高橋 正実
主任	小澤 俊介	書記	田中 あけみ

令和2年 第5回農業委員会総会

議長 みなさん、こんにちは。
新型コロナウイルス感染拡大防止対策等で、まだまだ大変な時ではありますが、お集まりいただき、ありがとうございます。
それでは只今より、第5回農業委員会総会を開催します。
本日の署名委員は、11番鈴木委員と12番比留間委員です。
それでは審議に入りたいと思います。
議案第5-1号相続税納税猶予に関する適格者証明書の交付について事務局より説明をお願いします。

事務局 では、議案第5-1号相続税の納税猶予に関する適格者証明の交付について、2件説明いたします。

まず1件目、届出人兼相続人は東久留米市■■■■■■■■■■、■■■■■、生年月日は昭和■■年■■月■■日。被相続人は東久留米市■■■■■■■■■■、■■■■■。相続開始年月日は令和元年10月29日。被相続人の耕地農地は5,105㎡。特例を受ける農地は東村山市■■■■■■■■■■で2,234㎡、同じく、■■■■■■■■■■で2,871㎡、合計5,105㎡でございます。令和2年6月10日に久野委員と小山（俊）委員に現地調査していただきました。

議長 ありがとうございます。それでは、調査担当委員より状況報告をお願いします。

久野委員 広大な農地ですが、きれいに管理されているため特に問題ありません。

議長 ありがとうございます。この件について、ご質問・ご意見等がありますでしょうか。

— 委員一同納税猶予地として問題ないとの見解 —

議 長 異議なしとの事ですので、今回の申請につきまして納税猶予適用農地として適当であると判断します。それでは、申請者にご入室いただきます。

■■■■氏は入室してください。

— ■■■■氏 入室 —

議 長 申請頂きました納税猶予の適格者証明に関して、異議無く承認されましたので、証明書を交付いたします。また、納税猶予制度に関してのご説明をここでさせていただきます。

相続税納税猶予制度は、東京農業にとりまして極めて重要な制度であり、この制度の存続なしに農業経営の継続は不可能といえます。今までにも東村山市におきまして、多くの相続人の方がこの制度を利用し農業を継続しております。

つきましては、制度の趣旨をご理解いただき、特例農地を日頃からきれいに耕作されますようお願いいたします。

また、次のことについては忘れないよう実行をしてください。

- ①申告後から3年目ごとに「継続届出書」の提出が必要です。
- ②特例農地は、自らが継続して農業のため利用することが必要です。
- ③特例農地を売ったり貸したりした場合には、税務署及び農業委員会への届出が必要です。

何かご不明な点がございましたら、地区の農業委員及び事務局までご連絡下さい。

■■■氏は はい、わかりました。

— 適格者証明交付、■■■氏退室 —

議 長 異議なしとの事ですので、今回の申請につきまして納税猶予適用農地として適当であると判断します。それでは、申請者にご入室いただきます。

■■氏は入室してください。

— ■■■■■氏 入室 —

議 長 申請頂きました納税猶予の適格者証明に関して、異議無く承認されましたので、証明書を交付いたします。また、納税猶予制度に関してのご説明をここでさせていただきます。

相続税納税猶予制度は、東京農業にとりまして極めて重要な制度であり、この制度の存続なしに農業経営の継続は不可能といえます。今までにも東村山市におきまして、多くの相続人の方がこの制度を利用し農業を継続しております。

つきましては、制度の趣旨をご理解いただき、特例農地を日頃からきれいに耕作されますようお願いいたします。

また、次のことについては忘れないよう実行をしてください。

- ①申告後から3年目ごとに「継続届出書」の提出が必要です。
- ②特例農地は、自らが継続して農業のため利用することが必要です。
- ③特例農地を売ったり貸したりした場合には、税務署及び農業委員会への届出が必要です。

何かご不明な点がございましたら、地区の農業委員及び事務局までご連絡下さい。

■■氏は はい、わかりました。

— 適格者証明交付、■■氏退室 —

議 長 議案第5－2号生産緑地買い取り申出に伴う農業の主たる従事者証明について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第5－2号生産緑地買取り申し出に伴う農業の主たる従事者証明について1件ご説明いたします。

まず1件目、申請者は東村山市■■■■■■■■■■、■■■■。買取り申出理由は、従事者■■■■氏の死亡によるものです。従事日数・耕作状況は調書に記載してあるとおりです。なお、この買取り申出予定地については6月4日に小山（俊）委員に現地確認をしていただきました。

議長 ありがとうございます。それでは、調査担当委員より状況報告をお願いします。

小山（俊）委員 従事していたことに間違いはありませんので、特に問題はありません。

議長 ありがとうございます。
なにかご意見等ありましたらお願いします。

～異議なしの声あり～

無いようですので、生産緑地買取り申し出に伴う農業の主たる従事者であることを決定いたします。

議長 議案第5－3号現況が農地である旨の認定について1件の説明を事務局よりお願いします。

事務局 議案第5－3号現況が農地である旨の認定について1件ご説明いたします。

まず、届出人は東村山市■■■■■■■■■■、■■■■、持分100、000分の31、348、同じく、■■■■、持分100、0

00分の37, 304、同じく、■■■■■、持分100, 000分の31, 348。現況が農地である旨の認定を受ける農地は、■■■■■■■■■■、登記簿地目は畑で、課税地目は宅地、1, 605㎡です。第一種低層住居専用地域で、容積率80%建ぺい率40%です。なお、この認定申請予定地については、以前から農地として使用していたが、自宅と同じ筆となっていたため分筆した。今後生産緑地に追加指定する意向。6月10日に比留間委員、小俣委員に現地確認をしていただきました。

議 長 何かご意見・ご質問等ありましたらお願いします。

～質問等無しの声あり～

異議等ございませんでしたので、現況が農地であると認定いたします。

議 長 続きまして、報告第5-1号農地法第4条の転用届出に係る受理について事務局より報告をお願いします。

事務局 では4条転用について、1件報告いたします。

まず1件目、届出人が東村山市■■■■■■■■■■、■■■■■。場所が■■■■■■■■■■、畑で211㎡です。転用目的は住宅建築です。第一種低層住居専用地域で、容積率80%建ぺい率40%です。令和2年6月4日に小山(定)委員に確認していただきました。

議 長 ありがとうございます。それでは、調査担当委員より状況報告をお願いします。

小山(定)委員 特に問題はありません。

